

平成24年度第2回年金業務監視委員会

平成24年6月5日

【郷原委員長】 それでは、若干定刻より早いのですが、皆さんおそろいのようにので始めたいと思います。本日は、平成24年度第2回年金業務監視委員会を開催いたします。

なお、岸村委員及び草野委員につきましては、本日、所用のため欠席されております。

本日は、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務及び国民年金保険料収納事業について、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行います。

まず、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務についてヒアリングを行います。

この議題は、これまでもこの委員会で何回か取り上げているところですが、この度、被保険者の年金記録に係る紙台帳等とコンピュータ記録の突合せに係るサンプル調査の結果がまとまったということですので、その調査結果について御説明をお願いします。

【伊原記録問題対策部長】 日本年金機構の記録問題対策部長です。資料1に基づきまして、サンプル調査の結果について御説明させていただきたいと思います。

昨年5月には受給者の方を中心としたサンプル調査をまとめておりますが、今回は、いわゆる現役世代、被保険者の方を対象に、この突合せ作業をやるとすれば、どういう手順で、どのくらいの時間が掛かるのかということについて、コストも含めて、データを得るために実施いたしました。

ページをめくっていただきまして1ページですが、各年齢層3,000人ずつ、合計1万2,000人を対象にサンプル調査を行いました。結果は下のところですが、まず、下の右側、「不一致があった者の数」のところを御覧いただきたいと思います。全体で0.7%の方が不一致がありました。その下に「(参考)」とありますけれども、昨年公表しましたサンプル調査の場合、65歳以上ですと6.3%でしたので、大体9分の1ぐらいの比率という結果でした。

その内訳を、厚生年金のみの記録の場合、国民年金のみの記録の場合、あるいは複合と呼んでおりますが、両方ある場合で見えますと、厚生年金のみの場合や複合の場合は1%を超えておりますが、国民年金のみの場合には0.1%という水準になっておりまして、紐付いている記録によって不一致率が違うという傾向が見て取れます。

これは、「(参考)」の65歳以上の場合でも同様の結果となっております、国民年金の記録に関しては、比較的不一致の度合いが小さいという結果が見て取れます。

それから、次の2ページを御覧いただきたいと思います。コスト、あるいはそれによる年金回復見込額がどうなるかということを見るために試算したものが、この表です。上のところにコストの試算を出しております。突合せに要するコストを、これまでの業務委託費などから試算すると、1人当たりのコストは約2,200円、これは受給者、被保険者全てを実施すると仮定した場合の数値です。被保険者に係る1人当たりのコストは、約1,100円と見ております。昨年、この委員会に報告させていただいた際は、1人当たり3,400円と御説明させていただきました。ただ、当時から作業が効率化しており、具体的には、習熟度が高まるにつれて処理時間が大変短くなってきておりまして、1人当たりのコストは随分低減しております。被保険者のほうが少ない理由というのは、1人の方に紐付いている紙台帳の枚数が少ないので、当然、処理時間は短くて済むということからこのような見込みとなっております。

では、実際にこの作業をしたとして、どのくらいの年金回復見込額となるのかということを見たものが、「イ.年金回復見込額が増額となる場合」の表です。左側は、実際に金額が増える方だけの平均増加額、右側は、調査の対象となった全員の人数で割った1人当たりの平均増加額を見たものです。左側は、当然のことながら、増えた人だけで見ると非常に高い金額になっております。費用対効果という議論をするのであれば右側ですが、右側を見ていただきますと、全体を平均しますと0.4万円。これは生涯額ですので、年額ですと173円で、生涯額は大体その20倍くらいになるわけですが、4,000円という水準になります。ただ、これも制度によって随分違いまして、厚生年金のみの場合ですと0.2万円、複合の場合で1.5万円に対して、国民年金のみの場合ですと年額13円ですから、生涯額で200円くらいという水準になります。

「ロ.年金回復見込額が変動する場合」の表は、実は、現役の方の場合にはまだ受給者になっておられず、裁定を受けておりませんので、いわゆる、減額になる可能性のある方にも、当然通知をして記録訂正を行わせていただきます。そういうことがありますので、減額分を含めた年金回復見込額が変動する場合ということで、変動額をあえて取ってみました。実は、数的には減額の方は増額の方に比べて少ないので、傾向としても、2ページの下にありますように、上と全く同じような傾向となっております。

こうした結果になっていまして、受給者に比べて被保険者は、当然のことながら不一致の比率は低い。それから、制度によって随分違うということがありますので、もう少し分析を深めてみようということで行ったものが3ページの作業です。

まず、3ページの上の「厚生年金・船員保険の紙台帳の紐付きの有無による比較」の表は、厚生年金や船員保険の紙台帳が紐付いているか、それとも紐付いていないか、いわゆる国民年金だけのものかということを見たものですが、一番上の「不一致」の欄を御覧いただきますと、厚生年金・船員保険の紙台帳の紐付いた方が4,743人おられて、そのうち不一致は58人ということで1.2%であるのに対して、国民年金のみという方は5,057人おられて、そのうち不一致は7人、0.1%ということですので、やはり、記録の種類によって違うということがはっきりと分かると思います。

それから、もう1点が、オンライン化以前の記録を有するかどうかという比較であります。これは16ページ「厚生年金記録及び国民年金記録のオンライン記録の収録方法の変遷について」を御覧いただきたいと思います。紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業をなぜ始めるべきだという議論になったかと申しますと、昔は、紙台帳で年金記録を管理しておりました。後にこれを磁気媒体に入力して使うようになりました。したがって、当時、昭和30年代、40年代、50年代、60年代前半に行われた入力作業が正確ではなかったのではないか、写し間違いが多かったのではないかという議論から、この紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業が始まったわけです。

ところが、紙台帳というのは、これを御覧いただくとお分かりのとおり、厚生年金の記録というのは、昭和63年1月までは紙台帳作成を経てオンラインへ収録されていたのですが、それ以降はオンラインへ直接入力ということになりましたので、誰かの手作業が間に入るということがなくなっております。国民年金記録につきましても、本来は昭和60年3月に切り替わっているのですが、実は、社会保険庁が保有している紙台帳の記録というのは、「特殊台帳」と呼ばれる保険料の納付がイレギュラーであるものしか保存されておらず、それ以外はもう廃棄されております。したがって、現在の紙台帳とコンピュータ記録の突合せというのは、市町村が保有していた紙台帳の記録を使って突合せをしております。この市町村の紙台帳の記録というのは、平成14年4月まで、市町村自身が保険料の徴収をしていた時期についてのものです。

こうした経緯がありますので、年金記録上は2種類のタイプの方がいるわけです。一つは、1回紙台帳が作られて、それがオンラインに変換された記録を持つ方と、もう一つはそういう記録を一切持たない方です。

そこで、この昭和63年4月、ちょうどオンライン化完了後に年金制度に加入した最初の世代の方、この方は、現在で言いますと40歳になられますけれども、この40歳の方を境に、

それより若い方、あるいはそれより年かさの方について、実際、不一致結果が違つかどうかというものの分析をしてみました。

前置きが長くなりましたが、その結果が3ページの「オンライン化（昭和63年1月）以前の記録を有するかどうかの違による比較」の表です。「オンライン化以前世代」では64人で0.9%という不一致でした。それに対して、「オンライン化後世代」というのは総数2,943人、大体3,000人おられるのですが、来年4月でちょうど40歳になる方より若い方がこれに該当しますが、不一致は1人という結果でありました。これを御覧いただいてもお分かりのとおり、一度、紙台帳を作って、そこから磁気媒体、あるいはデータ化したものと、直接入力したものとの間には、誤りの率が随分違ふなということが分かるのではないかと考えております。

もう一つ、こうした方々が、あとどのくらい残っているかということですが、資料15ページの「突合せ対象となりうる被保険者の人数について」の表を御覧いただきたいと思ひます。被保険者に相当する方として3,030万人の方が残っておられると考えております。これ以外に受給者の方が、その下にありますが、4,850万人おりまして、この4,850万人につきましては、現在の作業スピードで言へば、今年の12月には作業を終えるだろうと思ひております。残り3,030万人いらっしゃるわけですが、この方々について作業をどうするかということが課題だと考えています。

作業的に言ひますと、4,850万人対3,030万人ということで、結構多くの人数の方が残っておられるように見受けられると思ひますが、実は、被保険者の方々の紙台帳の枚数というのは平均約4.4枚ということで、受給者の方々の紙台帳の枚数の4割程度です。したがって、もし仮に全件照合をこの3,030万人に対して全部やるとしても、作業スケジュール的に言へば、来年の秋頃には作業は終わるだろうと見ております。

こうした形で年金機構のほうでは、サンプル調査結果をまとめまして、5月17日に厚生労働省にあります年金記録回復委員会のほうに報告してありまして、今後、その場で議論がなされ、厚生労働省として判断されると聞いております。

以上でございます。

【郷原委員長】 それでは、ただ今の説明について御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

【片桐委員】 この突合せ業務なのですが、一体どういう段階に至ったら完了とみなす予定なのでしょう。

【伊原記録問題対策部長】 日本年金機構としましては、お一人お一人の紙台帳とコンピュータ記録の突合せをしまして結果が出ます、それを、やらなければいけないと言われた件数をやり終えれば、それが作業の完了だと考えております。ただ、厳密に言いますと、作業は二つのステップがあります。年内に終わると申し上げたのは、受託事業者のほうで突合せをして、この人は白か、それとも黒の疑いがあるかと判断されます。黒の疑いがある、要は不一致の可能性があるという方は最終的に職員がもう一度判断して、御本人に通知を送って、返事をもらうという作業があります。この作業は、やはり来年度1年間は掛かると考えております。そういう意味で、最初のステップに関しては、受給者については今年中に終わりますが、最終的にお客様まで結果が伝えられて、お客様自身が、「これは直してほしい」、「これは私のものだ」、「いや、これは違う」という御判断をされるのは25年度一杯掛かると考えております。

【片桐委員】 そうしますと、この業務が完了しましたと国民に説明する段階というのはいつ頃なのか、あるのか、どういう形でリリースをされようとしているのか。

【伊原記録問題対策部長】 記録問題を今後どういうふうにやっていくかという話も絡みますので、ちょっと今後のスケジュールを申し上げたいと思います。今、日本年金機構では、突合せという作業を二つやっております。一つは、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ、それから厚生年金基金記録の突合せ作業、この二つの作業がありまして、これらにつきましては、被保険者全部やるかどうかという課題は残っていますが、恐らく25年度中には、お客様にお伝えするところまで基本的に終えたいと考えております。

そうしたイメージを持っている中で、まずやろうと思っておりますのは、来年の1月には、今の段階でまだ持ち主が見つかっていない未統合の記録がありますので、これについて「ねんきんネット」で検索できるようにしまして、「今、国民の皆様の中で気になる記録がある方は、ぜひ申し出てください」というキャンペーンをスタートしたいと考えております。そのときにはどういう状況が整っているかと申しますと、少なくとも受給者の方については、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業の第一段の作業は終わっております。したがって、申し出ただけであれば、その結果も活用しながら作業を進めていくことができる。

それから、25年度1年かけて、先ほどの突合せ作業が両方終わる予定です。そうなりますと、作業的には、国としてやれることというのは、一応、その段階で終わると考えております。

ただ、「気になる記録の確認キャンペーン」は数カ月とかで終わるわけではなくて、残っ

ている件数からいくと相当ありますので、それはやはりやり続けることになるだろうと思います。そういった意味で、完全に終わりましたという時期がいつかということは申し上げられませんが、我々として作業のイメージとして考えておりますのは、とりあえず25年度を一つの作業の目標において、今、行っているという状況です。

【村岡委員】 作業自身、順調に進んでいるということで、本当に御同慶の至りで御苦労様だと思うのですが、この結果、例の宙に浮いていた記録はどれくらい減っているのか、また、減る見込みですか。非常に極端なケースだと、あれはあれで、これはこれで別の新しい問題が起こってしまったということだと減りませんよね。もう一つのほうは、これやって順調に全部消し込めたと。多分その間くらいだと思うのですが。

【伊原記録問題対策部長】 厳密な統計を取るのはちょっと難しいのですが、昨年、受給者のサンプル調査を行ったところ、この作業で宙に浮いた記録が見付かることもあるのですが、それ以外に、記録が御本人に紐付いていて宙に浮いていなくても、紙台帳記録とコンピュータ記録の標準報酬の金額が違うといった訂正もあります。そうした比率が大体1対3でした。100見付かると、大体75は標準報酬とか、そういう記録が間違えていた、だから直す必要があると。これは宙に浮いた記録の救済にはなりません。ただ、4分の1くらいは、宙に浮いた記録につながっているというものもございます。そういった意味で、この効果を考えますと、そのぐらいのインパクトなのです。

結論から申し上げます、今、まだ宙に浮いた記録の中で、全く持ち主のめどが立っていないものが、1,000万件は切りましたが、約960万件ございます。それから、もう一つは、現在、一応、何とか便という形で名寄せしてお送りしたけれどもまだ返事がもらえないものも相当ありまして、両方合わせますと2,000万件はあるだろうと思っています。これらについては、紙台帳とコンピュータ記録の突合せの効果も、相当限られると考えております。したがって、先ほど申し上げたような、来年の1月には検索できるようにして、申し出ていただくということを行いたいと思っています。紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業というのは、宙に浮いた記録の解決には一部には役に立つのですが、それを全面的に解決するには、やはり無理があると考えております。

【村岡委員】 そうしますと、老婆心ながらですが、宙に浮いた記録の解明を一生懸命にやっても余り減らないとすると、減らすためには皆さんの協力が必要だということを相当長い間PRしていかなければいけないのではないかと。ある日突然、「突合せは終わりましたが、こんなにたくさん宙に浮いた記録が残っています」と言うと、いろいろと紛糾する

のではないかと思いますので、その辺のPRというか、説明はきちんとしておかれたほうがいいと思います。

【伊原記録問題対策部長】 それにつきましては御指摘のとおりでして、今、年金局と一緒に、6月、7月、夏をめどに、今までの記録問題についての中間的な到達点を整理しようと思っております。その中で、未統合記録というのは、実際になぜ見付からないのかという辺りについても少し整理をして発表し、それから、来年の1月のキャンペーンに向けて作業を進めていきたいと思っております。

【吉山委員】 今おっしゃっていたように、キャンペーンをしていって国民の方々に関心を持っていただくというのは非常に大切なことだと、それは私も思っております。費用対効果というのが、いつもこの紙台帳の突合せ作業のときに出てくるのですが、現役世代、被保険者に関わるコストは、受給者よりも少なくはなるとは思いますが、今後の見通しとして、もし、この突合せの作業等にコストが掛かった場合に、分かればいいので教えていただきたいのですが、例えば、年金保険料の率をもっと上がるとか、所得税をもっと上がらないとこのコストが捻出できないとか、何かその辺りについて考えをお持ちでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 まず、この財源は、保険料ではなくて税金、国費でやっておりますので、税金のほうに影響すると思っております。ただ、費用を考える必要があるわけですが、先ほど被保険者1人当たりのコストは1,100円と申し上げました。あと残っていますのは、3,000万人です。そうすると、全部やるとしたら330億円ということになります。だから、そのコストを、もったいないと考えるか、それとも年金制度の信頼回復のために必要と考えるのかという辺りが議論だと、このサンプル調査結果を5月17日の年金記録回復委員会に報告したところ、そういう御意見が先生方から出ておりました。今後この点については、年金記録回復委員会の議論とか、年金局のほうで議論をされて結論を出されると思います。

【高山委員】 単価はかつて3,400円ぐらいでしたが、直近の推計では1,100円のできるようになり、大幅に下がった。これは、いいことだと思います。これまで、日本年金機構は記録回復に総力を挙げて取り組んできました。先ほど来、いろいろとお話になったような形で、どのくらい成果が上がったのかということについての広報をきちんとやっていただきたい。この間、社会保険庁や日本年金機構はバッシングだけの対象でした。そこで、これだけのことをやりましたという形で、イメージを変えるような材料をお持ちだったら、それをきちんと示していくということも大事だと思っております。

【郷原委員長】 結局のところ、これは本当に、全てやるのかどうかということについて、いろいろ考え方があり得るということですよ。世代によって、あるいは、国民年金だけの場合と、厚生年金だけの場合とでかなり率が違うということで、その費用対効果を考えた場合には、一部はやらないで済みますという選択の余地はあるということですよ。問題はそれを、制度の趣旨、こういう問題に対する基本的な姿勢としてどう考えるのか、効率という面では決してトータルではプラスにならなくても、信頼回復のために徹底的にやるのか、それとも、余りに回復額が少なくて費用ばかり掛かるということについては、一部はやめるのか、その辺りについて議論されていると思うのですが、今、基本的にどういう考え方が有力なのか。

【尾崎年金記録回復室長】 年金局のほうでお答え申し上げます。元々、この紙台帳記録とコンピュータ記録の突合せですが、既に委員の皆様方も御案内のとおり、年金記録問題の信頼を回復するというので、当時の政務三役等の御指示等も踏まえてスタートしたということでございます。

加入者に関するサンプル調査結果につきましては、これはこれで一つ、こういう調査結果が出たということで本日ご説明したところですが、今後、信頼回復の観点でありますとか、あるいは、記録問題全体について25年度にどうしていくかということを整理していく中で、厚生労働省のほうで、政務三役とよく相談をして今後整理していくという形になるかと思っておりますので、検討しているという状況です。

【郷原委員長】 その点については、高山委員の御意見はどうでしょうか。

【高山委員】 従来は、3,400円掛かるという数字を基に議論していましたが、今回、新しい推計結果が出て、3分の1くらいになった。回復の見込額、増額等を考えると、決してペイしないような金額ではありません。信頼回復に向け一段落という区切りになり、それが、日本年金機構や社会保険庁に対する国民の目が変わるきっかけになるということであれば、全件6億枚をやり切るというのも一つの考え方だと思います。

【郷原委員長】 この点について、ほかに御意見はありませんか。よろしいですか。それでは、この問題については、この辺りでよろしいでしょうか。

続いて、国民年金保険料収納事業について、ヒアリングを行います。市場化テストの一環として外部委託している国民年金保険料収納事業の契約更改が、本年10月に予定されていることから、特に今回の競争入札実施要項のポイント、前回の実施以降等の変更点を中心に御説明をお願いします。

【阿蘇国民年金部長】 国民年金部長でございます。本日は、資料2-1、資料2-2、資料2-3ということで御用意させていただきました。資料2-1を中心に御説明させていただきますと思います。

まずは資料2-1の最終8ページ、「公共サービス改革（市場化テスト）について」でございますが、市場化テスト事業のプロセスでございます。24年度の事業につきましては、既に実施要項の策定という、このプロセスの下の図、「②実施要項の策定」ですが、24年度実施要項につきましては、官民競争入札等監理委員会の審議を経て実施要項を決定し、今後、調達のプロセスに入るというような状況に来てございます。後ほどまた、スケジュールについては御説明させていただきたいと思っております。このような過程の中で、市場化テスト事業が行われているということでございます。

資料1ページにお戻りいただきまして、現在、市場化テスト事業につきましては、21年10月から実施の127カ所、それから22年10月から実施の185カ所、日本年金機構が所管しております312事務所、全て市場化テスト事業を実施しておりますが、24年10月に新たに312カ所が一斉に契約更改を行うということでございます。

資料2ページですが、これは当委員会でも何度も御説明させていただいている部分です。その中で点線で囲っている部分、これが民間委託対象業務、市場化テストに委託している事業の範囲で、免除の勧奨及び納付督促を実施しているということでございます。

資料3ページ、「1. 現年度納付率」の状況でございます。これは、平成24年3月末現在の状況が出ておまして、平成21年開始の127事務所、それから、平成22年10月開始の185事務所、それぞれの対前年との納付率を比較したもので、平成21年開始分につきましては0.3%の減、平成22年開始分は0.8%の減、トータルとしましては0.7%の減という状況でございます。

続きまして、「2. 達成目標の達成率」の状況でございます。これは、各受託事業者に対して必要な達成月数の目標を定めておまして、その達成目標につきましてどれほど達成ができたかということでございます。21年10月開始127事務所につきましては、現年度、過年度1年目、過年度2年目、それから免除等承認、いずれも100%を下回っており、いずれも達成ができていないという状況でございます。また、22年10月開始185事務所ですが、現年度につきましては62.4%で達成には至っておりませんが、過年度1年目、過年度2年目、免除等承認につきましては、100%を超える達成状況にあるということでございます。

ページをおめくりいただきまして4ページです。それぞれの受託事業者が、どのような

督励手法で実施しているかという帯グラフが、「(1) 納付督励全体における手法別の割合」でございます。21年10月開始の事業者につきましては、電話督励が8割、文書送付が15.4%、戸別訪問が4%。22年10月開始分につきましては、電話督励が68.2%、文書送付が22.9%、戸別訪問が8.9%という督励を実施しております。

「<参考>」としまして、社会保険庁時代の127事務所につきましては、中段に掲示しております。社会保険庁時代は、戸別訪問を中心に事業を実施していたということですが、平成21年10月開始分ですと、電話督励が中心になっているという状況が見て取れます。

次に、それぞれの受託事業者の「(2) 滞納者一人当たりの一ヶ月当たりの督励回数」の比較です。平成21年10月開始分につきましては、電話、文書、戸別訪問、それぞれ0.25回、0.05回、0.01回という割合で一ヶ月当たり督励をしているということでございます。合計にしますと0.31回。22年10月開始分につきましては、同様に、合計で0.30回、社会保険庁時代は0.33回の納付督励を、一人当たり、一ヶ月に実施しているということでございます。

それでは、5ページでございます。「3. 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の評価」ですが、先ほど最終8ページで御覧いただきましたとおり、法律に基づき事業の評価をいただくことになっておりまして、平成24年2月に官民競争入札等監理委員会で評価をいただいたところでございます。概要については以下のとおりです。

「1 実施状況に関する評価」ですが、実績でも申し上げましたとおり、21年度開始分はいずれも達成ができていない。また、22年度開始分につきましては現年度を除いて100%の達成が見られる。それにつきましては、実施件数を見ると、21年度開始分につきましては、3ページでも御覧いただきましたとおり、電話督励は大幅に増加しているが、戸別訪問による督励が減少している。実施件数合計でも減少するなど、量の面で必ずしも十分な実施体制となっていないという評価をいただいております。

「2 今後の事業について」ですが、やはり、要求水準の見直しをすべきであるという評価をいただいております。これまでの納付率の低下要因を分析し、実績や経済状況等を織込んで、現実的に受託民間事業者が達成可能な水準を設定することが求められている。また、効果的な納付督励の実施ということで、先ほどもございましたとおり、戸別訪問について最低限必要な訪問員の設置、また督励頻度の引き上げなどの実施体制の強化の検討を行うということです。また、安値入札の是正ということで、非常に低コストでの入札がございますので、本事業において期待する実施体制をはっきり明示し、適正な価格での入札参加を促す必要があるのではないか。また、受託民間事業者との連携強化ですが、機構本

部の指導体制をこれまで以上に強化するとともに、受託民間事業者の声を吸い上げて分析・活用できる体制を取ることが、双方の実施体制の強化につながるというような評価をいただいております。

この評価を踏まえまして、1ページおめくりいただきまして6ページ、「4. 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）実施要項の見直し」です。平成24年度実施に向けましての実施要項、いわゆる、一般の委託業務の仕様書に当たるものですが、その見直しを行ったところがございます。実施要項の主な変更点です。まず、「1 納付督促の見直し」としまして、「納付督促の手法」でございます。平成19年以降の市場化テスト事業につきましては、民間の事業のノウハウを活用した督促を実施するということでしたが、社会保険庁時代からの電話、訪問、文書督促、この三つを組み合わせた形の督促が非常に効果的であるということもございまして、電話、訪問、文書督促を必須の項目としてお願いするということ条項に盛り込みました。また、「納付督促の頻度の見直し」ということで、22年10月契約では6カ月に一度の頻度で納付督促を行うということ、3カ月に一度の頻度で実施すると変更しております。

また、「2 達成目標等の見直し」ですが、受託事業者に示す達成目標（現年度、過年度、免除等）について、機構の目標、これまでの実績を踏まえて一部見直しをしております。

「3 成功報酬等の見直し」ですが、委託費の増減額措置について見直しを行うとともに、口座振替やクレジットカード納付獲得に対する成功報酬として、22年10月契約では1件獲得につき1,500円であったものを、2,000円に見直すという措置を行っております。

「4 実施体制の強化」です。戸別訪問員の必須配置数につきましては、現行2.5万人当たり1名必須配置というところを、1.5万人に1名の割合で必須配置するというところで引き上げております。

それから、「5 管理体制の強化」としましては、受託事業者の業務実績が最低水準を下回った場合等の指示・指導権限を、これは契約者に与えられた権限ですが、各9ブロック本部の適用・徴収（業務）支援部長が、そのブロック管内の指示であればできるという権限を付与しております。

それと、「6 評価基準の見直し」ですが、民間事業者のより質の高い企画提案を評価できるように、評価基準の技術評価点の配分、加点項目について見直しをしております。

最後に7ページです。「平成24年 市場化テスト事業契約更改スケジュール」ですが、先ほども申し上げましたとおり、2月1日には官民競争入札等監理委員会の評価をいただい

ておりまして、4月3日には実施要項の審議を経ております。5月に官報公告、入札説明会を実施しまして、これから、6月末の26日～29日の入札に向けて企画提案書が事業者から出てくる予定ですので、その事業者からの企画提案書について評価委員会を経て入札を行い、そして7月には契約をしまして、10月から事業の実施開始をするということでございます。

資料2-2ですが、先ほど御説明しました官民競争入札等監理委員会における評価の概要版として、納付督促の回数、それから今後の事業の改善等々が、1ページ、2ページ、3ページということを出ておりまして、参考にしていただければと思います。

それと、24年10月の契約更改に向け、資料2-3としまして、仕様書に当たります入札実施要項というものを添付させていただいております。全ての年金事務所の実績、それから過去の経緯等の資料がございまして、全体を見ますと、後半のほうで600ページとかページが飛んでおりますが、これは年金事務所単位で同じような表が何回も続くということで抜粋とさせていただきます。要項自体としましては、23ページまでが要項となっております。あとは添付資料等々でございますので、参考にしていただければと思います。

以上でございます。

【郷原委員長】 ありがとうございます。ただ今の説明について御質問、御意見があればお願いします。

【村岡委員】 相手もあることですし、社会的事情によってもいろいろ変わるので、なかなか一概には難しいとは思いますが、結局、これを民間に委託する前と比べて、納付率がどれくらい上がって、費用がどれくらい下がったのでしょうか。というのは、目標がどこかにありましたよね、低廉な公共サービスだから、やはり安くなって効果が上がっているということを狙っていらっしゃるのだと思いますが、何かその辺のデータはおありなのでしょうか。

【松田理事】 御指摘の点について、お答えします。まず、納付率との関係ということですが、説明資料2-1の3ページを御覧いただきたいと思います。ここに概略を書いておりますが、「2 達成目標の達成率」の表で、達成目標というのは、要するに、各事業者、我々が目標とする納付率を達成するために必要な納付月数を目標として与えています。ですから、これが100%取れば、我々が目標とする納付率が確保できるという数字なのです。これは、先ほど説明いたしましたように、実際の達成率が、22年10月開始分は少し過年度分は高いのですが、現年度分について見ますと62%、21年10月開始分について言いま

すと5割から6割というレベルになっているということでもあります。したがって、この市場化テストによる事業者の取組によって、納付率を高めるという形での努力ができていないということではない、どちらかというと下げる要因に働いているということがまず1点あるかと思えます。

それから、コストの関係なのですが、5ページに書いてあります内閣府の評価で、「2 今後の事業について」の③に書いてありますように、結果として安値入札になっているのではないかということで、そういう意味では、コストはかなり削減することができております。しかしながら、どちらかという、コストを掛けずにいろいろ事業者も取組をしておりますので、これは、先ほども4ページで説明しましたが、基本的な督促手法というのは、電話督促、文書送付、個別訪問という形になるのですが、社会保険庁時代では戸別訪問中心にやっていました。これを市場化テストの事業者では、上のほうに書いてありますように、コストの掛からない電話督促を中心にやっているということでありまして、結局、電話ですからなかなか効果が出にくいという面もある。要するに、コストの掛かる戸別訪問の比重は、非常に小さくなっているという状況にあるということでもあります。

【村岡委員】　そうすると結局、今おっしゃったように、従来は、一生懸命に戸別訪問をされて、フェース・トゥ・フェース(face-to-face)でやっていらっしゃったのが電話ということになると、その辺の費用が削減される部分と、それから収納率が下がる部分と、その辺はある程度下がってもしょうがない、その代わり費用が下がるのだからと、そのような予測を立てていらっしゃるわけですか。いや、どれがいいとか、悪いとか申し上げているのではなくて。

【松田理事】　はい。今までの実績がそういう形になっているということで、5ページの内閣府の評価、これは総括的に評価が出ていると思うのですが、「1 実施状況に関する評価」のところを御覧いただければ、電話督促は大幅に増加していますが、戸別訪問は激減していると。要するに、量・規模の面で必ずしも十分な実施体制となっていないということが、まず、言われているのです。

それから、「2 今後の事業について」の③の安値入札のところを見ていただければ分かりますが、まだまだコストを掛けて実施体制を改善する余地があると。要するに、競争入札をした結果、安値入札でコストの掛からない取組になっているのではないかということで、期待したような実績は必ずしも出ていない、これが現状だろうと思えます。

したがって、今回いただいた評価というのは、戸別訪問などがやれるような体制をもう

少し組んで、そういう意味ではコストが掛かるわけですが、少しコストを掛けてもいいから、もう少し実施体制を強化して取組を進めたらどうかということではないかと理解をしています。

【村岡委員】 もう1点だけ。そうすると素朴な疑問が出てくるのですが、これは市場化に持っていくのに適したサービス分野なのですか。

【松田理事】 この市場化テストの事業そのものは、最初はモデル事業でスタートしていましたが、元々の発想が、要するに、公でできるものを民間のノウハウなり発想を活用して、より効率的、効果的にできるのであればということで、民にできるものは民にと、そういう大きな流れの中で、この国民年金保険料の納付督促の業務も市場化の対象にすべきではないかという大きな判断がある中で、モデル事業として取り組んできたということでもあります。

これが、こういった事業にふさわしいかどうかというのは、なかなか評価はしにくい。今回の内閣府の評価をいただいて、また、今年度10月からの契約更改に向けていろいろ見直しをして、その実績を見る必要があるとは考えていますが、端的に言いまして、この市場化テスト事業、いろいろなジャンルの業務を市場化ということで民間業者が実施していますが、公共施設の管理を民間業者にやらせること、これはそう難しくないのだろうと思います。元々、納付期限内に保険料が入るという人であればそう問題はないのですが、なかなか払いたくないとか、経済的に負担能力がないので納めていない人に対して、国民年金保険料の納付の督促をする、これを制度の理解も求めながらするというのは、なかなか難しい仕事ではないかなと思っています。ですから、なかなか評価はしにくいのですが、単純に事業者任せれば、そのノウハウを使ってどんどん集めてくるというものではないのではないかと考えています。

【郷原委員長】 私もその点について、若干疑問に思うところがあるのですが、そもそも、国民年金の保険料の収納ということの意味付けをどう考えるかという問題だと思うのです。60%を下回っている収納率というのは、まあ50%よりはいい、六十何%より悪いと、単にそれだけのものなのか。本来、払うべき保険料を払っていない人が40%以上いるということ、これはもう本来は社会的に容認できないことで、そのためには、ある程度コストを掛けてでもその状況を少しでも上に上げていかなければいけないということだとすると、単なるコストとパフォーマンスの関係の問題だけではないのです。先ほどの年金制度の信頼性という問題と同じ問題になっていくのだと思うのです。

そういう意味で、今までの社会保険庁時代のノウハウでは十分ではなかった面があるから、そこに民間の創意と工夫を活用することによって更に高めることができるのではないかと、その可能性に賭けてやってみようということであれば、残念ながら、今、逆の結果になっているわけです。

ですから、その考え方を変えて、コストを掛けないで済むのであれば、トータルでマイナスではないのではないかとという考え方になるのであれば、それもある程度、容認する余地があると思いますが、どちらを基本に考えるかということをはっきりさせておかないと、基本が定まっていないと評価のしようがないと思うのです。

では本当に、今までの社会保険庁時代のノウハウよりも別の創意工夫を発揮するような民間事業者がいる可能性があるのかということをおろそかにしておかないと、そういう方向で市場化ということを考えること自体の相当性の問題になってくるような気がするのです。それでは、一体どういう事業に関連して、どういう事業をやってきたノウハウを持った人たちであれば、更にそのパフォーマンスを高めることができるのかと考えていったときに、例えば、サービサーという分野があります。債権回収であれば、最終的には競売とかという強制手段を持っているから、お金を取り立てるといってもある程度できる。これはちょっと違います。ものすごくたくさんの人から、本来、法律上は払うべきものを任意に払ってもらおうという話です。そういったことに関しては、情報と、どういう督促の仕方をするのが総体的に効率的、効果的なのかということとか、ひょっとしたら、そういうことに関してノウハウを持っている業界もあるかもしれないし、知恵が出せる業界もあるかもしれないのですが、その可能性を模索していかないと、単純にこれだけのコストで、これだけの成果が上がるかどうかということで、数字だけ見ていったのでは、何か、余り市場化ということの意味がないような気がするのですが、いかがでしょうか。基本的な考え方として。

【松田理事】 なかなかお答えしにくいというか、委員長がおっしゃるとおりだと思っ
ているところなのですが、1点だけ補足的に説明しておきますと、いわゆる強制徴収にな
ってまいりますと、これは市場化テストの事業者の手を離れまして、機構の職員が実際に
督促状を出して、後のいろいろな滞納処分に係る取組は機構のほうでやる、ここはそうい
う形になっていますので、あくまでも、その前段階の納付督促をやっているということな
のです。

確かに、今、実際に請け負っている事業者というのは、派遣業をやっている事業者とか、

あるいはカード会社とか、債権回収には若干なりともノウハウは持っているのかもしれませんが、それだけで、納付督促して納めていただけるというものともちょっと違うところがありますので、委員長がおっしゃるとおりなのですが、ただ年金事務所と事業者がうまく連携をしながら、例えば、督促をするタイミングはどうなのかとか、あるいは、滞納者の属性に応じてどういうやり方をするともっと効果的にやれるのかというのは、ちょっと我々としてもまだノウハウが持てていませんので、その辺はよく分析をしながらやる必要はあるかなと思っています。

【郷原委員長】　　ちょっと思うのは、余り任意には応じてもらえないような話というのはいろいろあるのです。例えば、ガスの検針とか、ガスの器具の点検とか、あぁいったものは絶対にやらなければいけないのですが、留守がちな人のところへ行って、部屋の中に入って、それをやるのは結構大変なんです。そういったことを今までやってきた事業者とか、人の家に行って何かに応じてもらうというのは1つの共通のノウハウではあると思うのです。そういう面から、別の切り口で考えていかないと、恐らく今までの納付率を上げる方向にというのは、なかなか難しいのではないかという気がするのですね。

【吉山委員】　　村岡委員と郷原委員長がおっしゃってくださったこととほとんど同じなのですが、未納の方に督促をするということは、市場化テストに適していないのではないかと、前々からちょっと思っておりました。特に、競争入札には適さないのではないかと考えていて、まず、未納自体の問題をどう解決していくか。これは国民の意識の改革が、必要なのではないかと考えるのです。それで、例えば、先ほどの年金記録の問題も、自分の記録に対して関心がなければ誰も御自分のことは調べないのと同じで、うそをついてはいけないのですが、民間事業者のノウハウで、国民年金がいかに得な制度で、そして国民の義務であり、どうして納付しなければいけないのか、将来どうなっていくかがきちんと説明できないと、未納の方で、年金制度が信頼できないから納付しないという方は、納付してくれないと思うのです。その辺りを、多少コストが掛かっても、国民年金とは何ぞや、あなたの将来にどういう影響を与えるものか、どれだけ得なものかというきちんとした説明を、戸別訪問のときにしっかり説明して、見やすいパンフレットを渡すとか、そういう努力が必要なのではないかと常々思っていました。

納付率が下がっているというのは、民間事業者に頼んだから下がったのか、それとも別の理由、景気が悪いし、免除の方法も知らないから下がったのか、この辺はちょっと分からないことなのですが、もうちょっと国民にアピールするような分かりやすい説明をして

いただきたいと思っております。

簡単な質問ですが、ちょっとだけ。4ページのところに電話督促が何%と書いてあるのですが、電話を掛けてつかまるのでしょうか。つまり、電話は掛けたけれども留守だった、誰も出なかった、若しくは留守番電話で一方的に声を吹き込んだだけに終わっているのか、この電話督促のパーセンテージというのは、実際に会話をして納付するように話をすることができたパーセンテージなののでしょうか。

【松田理事】 これは全体の督促手法の中でのウエイトなのですが、実際に電話督促で、事業者のほうから実績として、どのくらい電話督促しましたという件数の報告は、いただいています。実際に接触できたというのは、その内の2割くらいなのです。ですから、これは事業者の努力も足りない面もあると思うのですが、実際、電話督促に取り組んだ結果、接触がまたその2割という数字で、接触できても、それが納付に結び付くのは、更にその何割かということです。これはちょっとウエイトなのですが。

【吉山委員】 分かりました。そうすると、文書送付というのも、普通郵便で出しているだけで、受け取ってはいるだろうけれども、見てもらっているかどうかは分からないという数値ですね。

【阿蘇国民年金部長】 これもそうです。送付した件数になりますので。ただ、事業者によっては、文書を送付して、それに対する反応という調査をしているところもありますが、全体的に、ここに表^{あらわ}しているものは、あくまでも送付しただけの件数です。それに対する反応は、私どものほうでは捉えておりません。

【吉山委員】 では、戸別訪問はどうなのでしょう。実際に話が直接できたのか、若しくは留守だったので、それこそ文書をポストインしてきただけとか。

【阿蘇国民年金部長】 戸別訪問につきましても、当然、留守・接触がありますので、留守の場合には、文書を投函して、折り返し電話をいただいて、アポイントを取って再訪問するとか、事業者によってそれぞれ手法を変えておりますが、その接触率も報告はいただいておりますが、余り高くはないです。

【吉山委員】 分かりました。それでは、事業者の方がどういう形で接触するかというのはお任せのわけですね。

【阿蘇国民年金部長】 事業者に手法はお任せしております。

【吉山委員】 時間とか曜日はいかがなのでしょう。事業者任せでしょうか。

【阿蘇国民年金部長】 夜の時間帯ですと、夜9時までと時間は縛っております。あと、

曜日等も指定しておりませんので、事業者が、電話にしてもそうですが、戸別訪問にしても在宅率が高いというところに、オペレーター等をたくさん投入するというようなやり方で、それぞれ分析しながら手法は変更しております。

【吉山委員】 はい、分かりました。

もう1点よろしいですか。資料2-1の6ページで、ちょっとピンと来ないので教えていただきたいのですが、「4 実施体制の強化」で、1.5万人当たり1名の配置となっておりますが、1名の方が3カ月に一度はこの1.5万人のところを回る、若しくは電話を掛けるか何かを行うということによろしいのでしょうか。

【阿蘇国民年金部長】 電話督促、文書送付、戸別訪問、この手法を採って3カ月に1回は督促をするということですので、基本的に、電話番号が分からない方、こういう方については戸別訪問が中心になりますので、1.5万人の全てを3カ月に1回、1人で必ず回るということではございません。

戸別訪問員を、1.5万人当たり1人配置して戸別訪問の事業を実施していただくということで、1.5万人を全て回るというような設定ではございません。1.5万人当たり1人は必ず配置してくださいということです。

【吉山委員】 何かすごく少ないように思ったのですが。今までの2.5万人当たり1人というのと比べると、回りやすいのかな、若しくはアタックしやすいのかなとは思ったのですが。

【阿蘇国民年金部長】 もちろん、社会保険庁時代から比べても、戸別訪問員の数は大分少なくなっております。これをどこまで高めればいいのかというと、当然、コストとの関連で、戸別訪問員の数イコール人件費になりますので、コストが上がってきますので、社会保険庁時代までの戸別訪問員の数にしていいのかどうかというのはありますが、2.5万人を1.5万人に上げて、また実績、結果を見るということで、今後また検討材料にするということもございます。

【吉山委員】 ということは、社会保険庁時代は、どのくらいの人数の戸別訪問員の方がいらしたのでしょうか。

【阿蘇国民年金部長】 3,300名を配置しておりました。

【松田理事】 今回の件でちょっと補足しますと、社会保険庁時代は3,300人、訪問中心に対応していただいたということです。今回の24年10月の契約更改で、1.5万人に1人というのは、全体の滞納者数から言うと大体785人くらいの規模です。3,300人に対して785人とい

うことです。ですから、もっと配置を厚くすればという議論は確かにあるのですが、先ほど説明いたしました、そうすると、コストとの兼ね合いでどうなのかということもないことはない、まずは、従来の2.5万人に1人を1.5万人に1人ということで考えているということです。

【片桐委員】 10月以降はどのような御予定でしょうか。

【阿蘇国民年金部長】 現在、調達手続を進めておりますので、7月に契約更改されます。実施事業者が決まれば、8月、9月と実施準備に入りまして、9月後半には年金事務所に対しまして事業者が変更になったことでの連携の説明等をし、かつ、9月後半には新しい事業者に対して滞納者のデータを渡しまして、10月1日からすぐに督促が開始されるような形で準備を進めております。

【片桐委員】 また同じように4事業者、4億円くらいの規模になるのでしょうか。それとも増えるのでしょうか。

【阿蘇国民年金部長】 現在は、平成21年開始分につきましては4事業者、それから平成22年開始分は3事業者で受け持っていておりましたが、今回の入札では23地区の入札を掛けるわけですが、何事業者入るかというのは、今のところまだ。一応、22年開始分並みの事業者の入札があるだろうということは想定しておりますが、最終的に落札事業者が何事業者になるかというのは、今のところ分かりません。

【片桐委員】 そうすると、規模的には今よりも大きくなるのか、同じなのか、どちらなのでしょう。

【阿蘇国民年金部長】 企画提案書の内容、後は入札額によって落札事業者を決定しますので、現在の7事業者から増えるか、減るかというのは全く現段階では分かりません。

【片桐委員】 ちょっとそのところがよく分からないのですが、範囲を決めてどこの仕事をやってもらいますというお話だと思うので、その範囲というのは広くなったりとか、深くなったりとか、そういうことではなくて、今までと同じような事業の規模ということですよ。

【阿蘇国民年金部長】 仕様書のほうでちょっと御覧いただきたいと思います。資料2-3の24ページでございます。大体、滞納者50万人を一つの地区ということで分割させていただきます、23地区ということでございます。この23地区につきまして、それぞれ入札いただくということですので、それぞれの地区に対して、入札は全ての事業者ができますので、よい企画提案で、よい価格で入れていただければ、相当数、落札できるものと思

います。

【片桐委員】 対象地区は同じということですね。

【松田理事】 対象地区は、前回の22年の契約では19地区としていまして、これを今回4地区増やしまして23地区にします。基本的な考え方は、滞納者50万人をベースに地域を区分しています。ですから、入札地区の単位は4地区、増えています。

結果は、企画提案を評価した上の競争入札になってまいります。先ほどもちょっと触れたかと思いますが、入札について、できるだけ事業者の質を評価しようと。要するに、価格だけでは決めないと。元々、企画提案をいただいておりますが、その企画提案についても質をきちんと評価できるように、そちらの点数配分の見直しをするということは、今回の見直しでやっているということでもあります。

【高山委員】 前回、保険料の徴収に関する予算案が提出されました。私の記憶によると、国民年金の保険料徴収コストは、結構高いものの、その割に成果が上がっていない。これは、どちらかという制度の問題であって、日本年金機構の問題だとは思わない。要するに、保険料の滞納者にとっては、こういう人が来ることは歓迎しない。嫌います、会いたくない人たちが来るという話です。電話もそうです。それから、訪問員として出掛けるほうも、嫌なことをやりに行く話であって、できればやりたくない業務です。その問題をどうするのか。

枠組みを変える話を、年金局なり、厚生労働省全体でやったほうがいいのか。例えば、市町村は、国民健康保険料の滞納者に対して、同じように徴収努力をしています。民間の事業者に投げて督促するという話ではなくて、国民健康保険料と一体になって滞納について対応するという方策もあるのではないかと。

それから、かつては、国民年金の保険料の徴収は、市町村にお願いしていた。そのときに同じように訪問員みたいな人がいましたが、かつてこういう仕事をやっていた人たちは、それなりにノウハウのある人たちでした。その人たちとは今はもうノータッチで切れてしまっている。昔こういうことをやっていた人たち、それなりにノウハウのある人たちに再びお願いするという話があってもいいのではないかと。いずれにせよ、枠組みを変える話をしないと、徴収率を上げるということに結び付かない。民間に任せればいいというのは筋違いの話で、違う方向に行っている。

大きく言えば、制度論そのものです。そもそも、国民年金の保険料は、国民健康保険料と一体徴収するという制度を作るほうが、この問題の最終的な解決につながると思います。

これは日本年金機構のmatterではない。厚生労働省全体としてどうするか、政治との接点の中で決めていただくという話ではないか。日本年金機構だけに押しつけても、それは非常に気の毒な感じです。

【郷原委員長】 そういった基本的な疑問というのは、厚生労働省のほうではお持ちではないのですか。

【中村事業管理課長】 事業管理課長でございます。今日は市場化テストの御説明ということで機構から説明しておりますが、国民年金の適用・収納対策、非常に市場化テストは大きな柱ではございますが、当然それだけではないわけで、制度的な対応も含めてさまざまな取組をしなければいけないということで、これまでこの場でも御説明をしてきたところでございます。

それで、今、高山委員長代理がおっしゃった関係で申し上げれば、国民健康保険との連携というのは、正に古くて新しい課題でございますが、市町村の現場におかれては、窓口を一本化するとか、様式を統一化するなりをしてかなり独自の工夫もしていただいておりますし、そうしたことで、国民年金保険料の納付の勧奨とまではいかないにしても、いろいろな周知啓発活動をやっているというのが実情だろうと思います。

かつて、市町村に現年度分を任せていた時代から、地方事務官制度の見直しに伴って、今こういう形になっているわけでございますが、地方分権の流れの中でそうした判断をして、それからもう10年たっているということですので、我々が何う限り、市町村も実際に国民年金業務に携わっている職員の体制も、事実上、かなり縮小してきているという状況の中で、逆に市町村にお任せをするという方向には、なかなか行きづらいという実情もあるのではないかと思います。

最終的には、この市場化テストも含めて、それから、市場化テストは特に免除と納付督促の部分が中心になっておりますが、高所得者の方に対する強制徴収の徹底、機構のほうで自らやっただけということも含めて、この取組は更に進めていかなければいけないという状況にあると思います。

それから、制度的な関係で併せて申し上げておきますと、現在、国会に提出しております年金機能強化法案の中でも、遡って免除できる期間を拡充するということで、最長2年間は遡って低所得者であることが判明すれば、免除相当の方は免除ができるといった、納付率の向上に少し寄与するような取組も、制度的なものも含めて入れているということではございます。

【郷原委員長】 あくまでこれは市場化テストであって、最終的に、全面的に市場化するかどうかということは、まだ決まっていないわけですね。

【中村事業管理課長】 そういう意味では、こういうことで事業を行って、それを内閣府の官民競争入札等監理委員会の評価をいただいて、それに応じて、今回更に必要な見直しも行って更に取り組むということです。これを行ったら、また、更にそれを評価してどうしていくのかということ判断していくというのが、全体のスキームということですので、まだその途上にあるというか、過渡的な状況であろうということでございます。

【郷原委員長】 そうであれば、これはもう最終的には政策判断の問題になるのかもしれませんが、市場化ありきという考え方ではなくて、要するに、民間にできるものは民間にということ、民営化というところで思考停止してしまっているところがあって、一見、民間にできそうなものは、とにかく民間にやらせればいいのかということで、いろいろなものを民営化することが本当に正しかったのかということは、改めて考えてみなければいけないと思うし、この国民年金保険料の徴収、納付督促というのは、正にそれだと思うのです。先ほど吉山委員が言われたように、何が必要なのかということ考えたときに、国民年金というのは、単なる借金取りではない、保険料を払ってもらうということの意味付けができて、その上で可能な限り徴収していくという、その強制徴収との間の連続性みたいなものを保ってやるのが重要なのであって、それが、今の市場化の方向で果たしてできるのかということが、非常に疑問です。

やるのであれば、今まで民営化しないで、本来、元々は官としてやってきた事業、それに近い、あるいは、もっとそれを高くできるような発注の仕方、仕様の定め方をしなければいけないと思うのです。ですから、品質を高めようと思えば、納付督促に当たる人の教育などを重視する方向で企画競争のほうに持っていかないと、価格だけの競争では、こういう質を高めることはなかなかできないと思いますし、とにかく価格競争をやらせればいいのかという発想も、これもある意味では思考停止なのです。もう1回、その目的に沿って、一番適切な方法を考えてみたほうがいいのか。

今日、出てきたいろいろな議論も、ぜひ、その辺を参考にさせていただければと思います。

【薄井副理事長】 価格のお話が出まして、市場化テストもモデル事業から始まった歴史があります。その過程で、やはり最初は民に任せればいいのかという感覚があったのですが、やはり、それではだめで、昔の社会保険庁と社会保険事務所、今ですと日本年金機構と年金事務所と事業者がうまく連携をして、必要な情報共有をしながらやっていかなければ

ればいけないということだろうと思います。

先ほど、内閣府の官民競争入札等監理委員会の評価で、安かろう、悪かろうというのがありましたが、この国民年金保険料収納事業の入札は、総合評価落札方式でやるわけで、したがって企画力も見るのですが、前々回は、いわゆる除算方式という格好で、価格面がかなり効くような方式だったのですが、前回から加算方式ということで技術点をかなり高目に見るといってやっております。そういう中で、いい提案をした事業者を評価して、そういう事業者が選ばれて、そことうまくタイアップしてやっていくことが大事であると思っております。

【郷原委員長】 分かりました。ほかにありませんか。

ほかにないようですので、本日の議題は終了いたしました。

委員会はこれで終了します。ありがとうございました。